

共同本人訴訟（Ⅰ）の4名が、 大阪高裁に控訴！！

闘いの成果を更に広げよう！！

4月7日、山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さんの4名は、3月30日に大阪地方裁判所が言い渡した共同本人訴訟（Ⅰ）の判決に対して不服であるとして大阪高等裁判所に控訴を行いました。

原告4名は、これまでの裁判闘争で、会社の証拠は、管理者の証言と「手控え」（管理者が後からやり取りをパソコンに入力したデータ）だけで客観的な証拠が存在せず、その時のやり取りも管理者が改ざん可能な状況にあったことを明らかにしてきました。

しかし、裁判所の判決は、会社の主張について一部会社証言に誤りがあるが「判決を左右するものではない」。証言に不十分なところがあるが「特に問題がない」と会社の主張をほぼ全面的に認め、原告4名の主張に対しては「注意指導を受けていないと主張するにすぎず、有効な反証を行っていない」と一方的に退けています。

原告4名は、大阪地裁の「請求を棄却する」という不当判決に対して、絶対に認められない、粘り強く真実を追究していくために控訴を行っています。

私たちは、会社からの不当なボーナスカット攻撃に対して、第三者機関を活用した闘いや職場からの反撃の闘いによりボーナスカットを「0」にしてきました。今回の原告4名による大阪高裁への控訴は、この間の闘いを継続しさらに広げていくものです。

職場全体から山口さん、田川さん、島津さん、渡邊さんと共に大阪高裁共同本人訴訟（Ⅰ）の闘いを進めていきましょう！